

介護予防・日常生活支援総合事業報酬単価改定について

1. 従前相当サービスについて

従前相当サービスについては、地域支援事業実施要綱において国が定める基準により算定した費用の額(単価)を勘案して各市町村が設定するものとされている。

習志野市としてはこれまでどおり、従前相当サービスの単価については国が定める基準(単価)と同額とし、令和3年3月15日に告示された規定(令和3年厚生労働省告示第72号。以下「総合事業費用基準」という。)の一部改正に合わせて、令和6年4月1日に市の単価を定めている総合事業実施要綱の改正を行った。

表1：訪問型サービス費(従前)

区分	改正前	改正後	増減	上昇率
I：週1回程度利用（1月あたり）	1,176	1,176	0	変更なし
II：週2回程度利用（1月あたり）	2,349	2,349	0	変更なし
III：週2回を超える利用（1月あたり）	3,727	3,727	0	変更なし
IV：週1回程度利用（1回あたり）	268	287	※回数区分を統合(国)	
V：週2回程度利用（1回あたり）	272			
VI：週2回を超える利用（1回あたり）	287			

表2：通所型サービス費（従前）

区分	改正前	改正後	増減	上昇率
I：要支援1（1月あたり）	1,672	1,798	126	107.54%
II：要支援2（1月あたり）	3,428	3,621	193	105.63%
III：要支援1（1回あたり）	384	436	52	113.54%
IV：要支援2（1回あたり）	395	447	52	113.16%

2. 緩和した基準によるサービスについて

緩和した基準によるサービスについては、総合事業費用基準において、従前相当サービスの単価を勘案して、各市町村が単価を設定するものとされている。

習志野市としては、これまでどおり、サービスごとの人件費割合と資格の有無による賃金比率を考慮して単価を算定し、国が定める単価(従前相当サービス)を下回るよう設定した。

（１）生活援助訪問型サービス

区分	改正前	改正後	増減	上昇率
I：週 1 回程度利用（1 回あたり）	231	244	※回数区分を統合(国)	
II：週 2 回程度利用（1 回あたり）	231			
III：週 2 回を超える利用（1 回あたり）	244			
IV：週 1 回程度利用（1 月あたり）	1, 155	1, 155	0	変更なし
V：週 2 回程度利用（1 月あたり）	2, 079	2, 079	0	変更なし
VI：週 2 回を超える利用（1 月あたり）	3, 172	3, 172	0	変更なし

（２）運動機能向上ミニデイ型サービス

区分	改正前	改正後	増減	上昇率
I：要支援 1（1 回あたり）	315	339	24	107. 62%
II：要支援 2（1 回あたり）	323	341	18	105. 57%
III：要支援 1（1 月あたり）	1, 575	1, 695	120	107. 62%
IV：要支援 2（1 月あたり）	2, 907	3, 069	162	105. 57%

（３）介護予防ミニデイ型サービス

区分	改正前	改正後	増減	上昇率
I：要支援 1（1 回あたり）	302	325	23	107. 62%
II：要支援 2（1 回あたり）	310	327	17	105. 48%
III：要支援 1（1 月あたり）	1, 510	1, 625	115	107. 62%
IV：要支援 2（1 月あたり）	2, 790	2, 943	153	105. 48%

3. 介護予防ケアマネジメント費について

これまでどおり、介護予防ケアマネジメント A の単価については、国が定める単価と同額とし、総合事業費用基準に合わせて、市の単価を定めている総合事業実施要綱を改正した。

区分	改正前	改正後	増減	上昇率
介護予防ケアマネジメント A	438	442	4	100. 91%
介護予防ケアマネジメント C	222	222	0	変更なし